資料 2

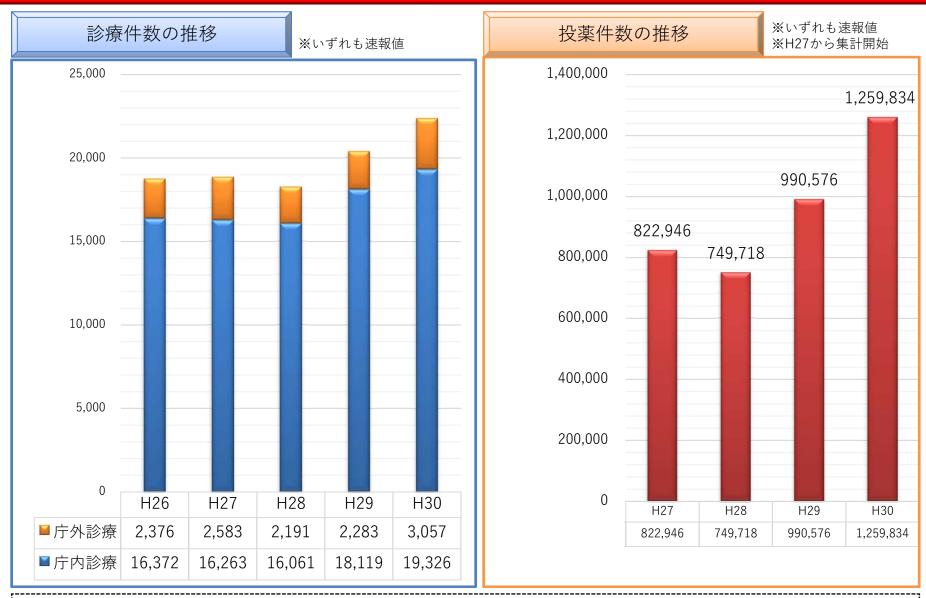
入管収容施設内の処遇に関する現状

令和元年12月12日 第4回「収容・送還に関する専門部会」 出入国在留管理庁

入管収容施設の医療体制

	被収容者数	医師 (常勤)	医師 (非常勤)	看護師	准看護師	カウンセラー	レントゲン技師
東日本	253人	なし	医師14名 (月〜金 午後4h) ※各日に1〜2名 歯科医師3名 (月6回:毎週水曜及び月2回金曜 午後3h)	常勤2名 非常勤1名 (週4日8:00-17:00) ※各日に2~3名	常勤1名	委託1名 (月4回4h)	委託4名 (月1回3.5h) ※各日に1名
大村	74人	なし	医師9名 歯科医師1名 (金曜 午前3h)	常勤2名 非常勤1名 (月~金8:30-17:15)	なし	委託1名 (月2回4h)	非常勤医師が必要と判断したと きに, 同医師が 撮影
東京	414人	なし	医師14名 (月〜水・金 午後4h) ※各日に1名 歯科医師1名 (木曜 午後4h)	非常勤2名 (月~金9:00-17:00)	常勤2名	委託3名 (火曜午後4h)	委託4名 (月3回9:30-12: 30) ※各日に1名
(横浜)	122人	なし	医師1名 (木曜 午後4h)	非常勤2名 (月〜金9:30-16:30) ※各日に1〜2名	常勤1名	委託1名 (不定期)	委託3名 (月1回10:00-1 3:00) ※交替で1名
名古屋	183人	なし	医師2名 (月・火・木 午後2h) 歯科医師 歯科医師会から交代制 派遣のため,医師数は不特定 (木 午前2h)	非常勤2名 (月~金9:00-17:00)	常勤1名	委託1名 (月2回3.5h)	委託1名 (月2回14:00-1 6:00)
大阪	79人	なし	医師2名 + 契約医療機関1法人 水曜 午前2h 木曜 午後2h 土曜 午前3h ※医師2名は,隔週土曜日に1名, 契約医療機関からは水・木に各1 名		常勤1名	委託1名 (月2回4h)	委託1名 (月2回, 不定 期) 在・速報値) 1

診療件数及び投薬件数の推移



被収容者処遇規則第30条(傷病者の措置)

- 1 所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。
- 2 収容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかなければならない。

入管収容施設における処遇状況

看守勤務員による 面接	投薬時,申出書の徴収時,動しょう(巡回)中など,適宜のタイミングで声かけ必要に応じ,処遇室等で面接を実施健康状態の聴取,退去強制手続の相談,その他被収容者の悩み相談など
カウンセリング	カウンセラーによるカウンセリングを実施 (東京局,東日本センターは毎週,大村センター・名古屋局・大阪局は月2回,横浜支局は不定期)
物品の購入	収容所等の保安上・衛生上支障がないと認める範囲内において、衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入を許可(35条) ・ 私物の保管限度量に制限なし ・ 購入できる物品の種類は多く、1回に購入できる数量についても常識的な数量であれば明確な制限はない ・ 使用金額に制限なし ・ 施設側を介さず業者からの直接購入可能
食事	主食(米,麦,パン及びめん類等),副食及び飲料を給与(25条)(1日3食) ・特別食(宗教食,アレルギー対応食等)の種類が約100種類以上 ・菓子類等の購入又は摂取も自由
運動・余暇活動	毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与える(荒天時、収容所等の保安上・衛生上支障があると認めるときを除く)(28条) ・ 開放処遇時間帯の行動についてはテレビ視聴、運動、入浴、外部との電話等自由に選択可能
衛生・入浴	被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させる(29条) ・ 入浴回数、髪型の制限なし ・ 看守勤務者による戒護なしの状態で、開放処遇時間帯に1人用のシャワー室を自由に使用できる ※開放処遇:居室扉を解錠しホール等で自由に活動できる処遇 実施庁 :東日本センター、大村センター、東京局、名古屋局、大阪局、福岡局、横浜支局
外部交通	 領事官・弁護士等とは入国警備官の立会なしに面会可能(33条) その他の者とは、保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、入国警備官の立会の下、面会可能(34条) 電話通信は開放時間帯は自由に実施 家族、友人等、外部の者との面会回数に制限なし(同じ相手とは1日1回まで) 原則として1回当たり30分(混み合った場合には時間短縮もあり得る) 18歳未満の子供とは仕切りのない面会室でのスキンシップも可能
宗教的配慮	 保安上支障がない限り、宗教上の行為は制限なし 聖書等宗教用具の種類又は量にほぼ制限なし 居室内に方角の表示 宗教食への配慮
その他	物品保管のため、施錠できる金属製ロッカーを被収容者に貸与

被収容者の処遇の困難化

処遇が困難化している主な例

集団での官給食の不食

本年5月上旬から、イラン人数人が仮放免許可を求めて官 給食の拒食を開始。拒食者は徐々に増加していたところ、拒 食による体調不良を理由に仮放免が認められた者の発生を受 け、7月以降は拒食者数が激増した。

既に送還した者,仮放免を許可した者,仮放免を許可する 旨告知した者,自ら摂食を開始した者を含めれば,12月2 日現在におけるこれまでの拒食者数は約220人である。

集団での帰室拒否

平成30年6月 大阪局

収容施設の衛生面や食事に関する苦情などから、開放処遇が終了した後も、集団で居室に立て籠もって自室への帰室を 拒否し、入国警備官の職務執行に反抗する事案が発生。

施設破壊行為

東日本センター

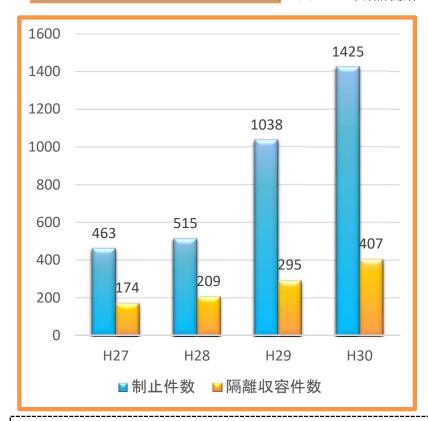
- 平成30年5月 洗濯室の乾燥機を破壊させた事案が発生。
- 平成30年6月~10月 シャワー室の設備が破壊される 事案が繰り返し発生。

名古屋局

• 平成31年1月 居室内の壁を破壊し、物品を不正に隠匿 した事案が発生。

制止・隔離件数の推移

※いずれも速報値 ※H27から集計開始



第17条の2 (制止等の措置)

入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

第18条第1項(隔離)

所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、 あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。
- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。
- 三 自殺又は自損すること。

4

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

(被収容者の処遇)

第61条の7 入国者収容所又は収容場(以下「入国者収容所等」という。)に収容されている者(以下「被収容者」という。)には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

(抜粋)

- 2 被収容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。
- 3 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所等の設備は、衛生的でなければならない。
- 4 入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長(以下「入国者収容所長等」という。)は、 入国者収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品 又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。
- 5 入国者収容所長等は、入国者収容所等の保安上必要があると認めるときは、被収容者の 発受する通信を検査し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。
- 6 前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

被収容者処遇規則(昭和56年法務省令第59号)(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)により 入国者収容所又は収容場(以下「収容所等」という。)に収容されている者(以下「被収 容者」という。)の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。

(生活様式の尊重)

第2条 入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長(以下「所長等」という。)は、収容 所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて 行う生活様式を尊重しなければならない。

第2章 収容

(遵守事項)

- 第7条 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)は、次のとおりとする。
 - 一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
 - 二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。

- 三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
- 四 他人に対する迷惑行為をしないこと。
- 五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。
- 六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。
- 七 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。
- 八 職員の職務執行を妨害しないこと。
- 九 整理整とん及び清潔の保持に努めること。

2~4 (略)

第4章 保安

(制止等の措置)

第17条の2 入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

(隔離)

- 第18条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。
 - 一 逃走,暴行,器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。
 - 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。
 - 三 自殺又は自損すること。

2 · 3 (略)

第5章 給養及び衛生

(糧食の種類)

- 第25条 被収容者に給与する糧食は、主食、副食及び飲料とする。
- 2 前項の主食は、被収容者の食習慣を勘案し、米、麦、パン及びめん類等とする。

(運動)

第28条 所長等は、被収容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えなければならない。ただし、荒天のとき又は収容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。

(衛生)

第29条 所長等は、被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。

(傷病者の措置)

- 第30条 所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病 状により適当な措置を講じなければならない。
- 2 収容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかなければならない。

第6章 面会,物品の授与及び通信

(領事官等との面会)

- 第33条 所長等は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。
 - 一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官
 - 二 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士(依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。)
- 2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について 必要な事項を指定することができる。

(領事官等以外の者との面会)

- 第34条 所長等は、被収容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合には、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。
- 2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。
- 3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わさなければならない。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 入国警備官は、被収容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。
- 5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

(物品の購入)

第35条 所長等は、被収容者から衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入の 申出があつたときは、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、 これを許可するものとする。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)

(保健衛生及び医療の原則)

第56条 刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

(診療等)

- 第62条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。以下同じ。)を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。
 - 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。
 - 二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。
- 2 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。
- 3 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。